

総合 評価 評価割合を見直し

業務に低入調査制度導入

鳥取県が4月
入札制度改正

評価項目は、すべての
タイプで企業の履行能力
として、①業務成績点②

技術者数③県業務の当該
年度の受注額④同種業務
の実績⑤地域貢献（IS
Oシリーズの取得有無、
男女共同参画など）⑥本
店・営業所の所在地⑦履
行体制（減点項目）――
の7項目を想定。標準型
はこれに、技術提案項目
として、実施計画、履行
調査基準価格は、設計

業務が予定価格の67～75
%、測量業務が67～72%
程度に設定する。価格の
事前公表は検討中。
調査の際には、入札価
格の内訳書や契約の履行
体制を明記した資料など
の提出を求める。県内業
者でできる業務を下請け
として県外業者に委託し
た場合や、従事職員総数
の積み上げ賃金が入札価
格に満たない場合、国や
他の自治体から受注した
同種業務の成績点が著し
く低い場合は失格とす

鳥取県は、建設工事を導入している簡便型総合評価方式を見直す。施
工能力点を新たに追加し、これまで7対3だった価格と企業評価の割合
を6対4にする。また、測量・設計業務では低入札価格調査制度と総合
評価方式を導入する。調査制度は予定価格が100万円以上の業務に適
用し、失格の判断基準も設ける。総合評価は、県内業者向け案件のうち、
1000万円以上を対象に実施する。いずれも4月から運用する。

簡便型総合評価方式が0・3を掛け、合計点除雪実績が各ゼロ・2
は、県が06年度から導入。数の最高得点者が落札す
点、施工体制現場実態調
査が2点加点が制限なし
している独自の方式で工
事成績点（企業と配置技
術者の2項目）と入札価
格点で評価する。
現行制度で評価項目と
減点とする。

評価方法は、入札価格
と配置技術者の工事成績
の加算点は各15点から各
10点に変更し、企業の施
工（最低入札額をその入
札参加者が提示した入札
額で割り、1000を乗じ
た数値）と工事成績点
（企業と技術者の工事成
績）の加算点の合計額、
生産指標▽同種工事
を、その入札における最
高点数で割り、1000を
乗じた数値）を算出し、
術者数▽企業経営▽災害
価格点が0・7、成績点
緊急対応、過去5年間の
タイプに分ける。

企業は施工能力点の評
価項目と配点は、▽受注
方法は工事と同じだが、
価格と技術の割合は、業
務内容に応じて、8対2
の簡便型Ⅰ、7対3の同
標準型Ⅱ、6対4の標準型Ⅲ
の3タイプに分ける。